

會社内ニ於テ標否ニ付硬軟両者アリタルヲ結局最終ノ回答日
ル本月十四日

元爭議代表 大川 兼一
奥川 一雄
中村 猛

右三名ヲ會社ニ招致シ九名ノ復職シ得タル事情ニ就テ屢々説明
スルニ被解産者側ニ於テモ之ヲ諒シ復職不能ヲ承認セルカ今日
一至ル間徒食セル慰安及解産手當ヲ合算シ金一封(千三百五拾
圓)ヲ支與スルコト、シ別記領收証ヲ徴シ本件ニ関スル一切ヲ解決セリ
右及申(通)報候也

別記

一金差千參百五拾円也

昭和五年四月一日覺書、復職問題、解決トシテ右金領收申候也就而右ニ全部
解決候ニ付今後一切苦情無ニ候也
昭和五年四月十五日

右爭議代表

大川 兼一
奥川 一雄
中村 猛

吉川 榮茂様

全加 47-14-21

志 掲

AA

勞務第一一〇號

昭和五年四月十日

警視總監 丸山 鶴吉

6.4.16

内務大臣 安達 謙藏殿
社 會 長 官 殿
大阪 神奈川 各府縣知事 殿

加藤 實製版所 勞働爭議ニ関スル件 (發生)

要旨 (1) 總業會員名七百餘名、業主としてシタル上、業主側業務用機具ヲ持出ル
(2) 日本遠征會組合東京支部、指導ト多クシテ、業主側、及テ注意中

標記工場ニ苦働爭議發生シタルカ狀況左記ノ通ニ有之

記

- 一、發生ノ場所 神田區一ツ橋通所ニ。
- 二、事業主側